

## 声明 A L P S 処理水の海洋放出強行から 1 年にあたって

### ～あらためて、海洋放出の中止と抜本対策の早急な実現を求めます～

A L P S 処理水の海洋放出が昨年 8 月 24 日に強行されてから 1 年を迎えます。この節目にあたり、私たちは、あらためて海洋放出の中止と抜本対策の早急な実現を求めます。

私たちが海洋放出の中止を求める大きな理由は、漁業者との約束を破って強行したからです。国と東京電力は 2015 年に福島県漁連との間で、「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という約束を結んでいました。しかし、国と東京電力は、漁業者のみなさんが強く反対していたにもかかわらず、これを平然と破りました。原発事故の被害者である漁業者との約束を、事故の加害者である国と東京電力が破る—こんなことは絶対に許してはいけないうし、あいまいにすることはできません。漁業者のみなさんは今でも反対の立場を変えていません。さまざまな不安や葛藤を抱えながら、毎日の漁にとりくまれています。漁業者との約束をふまえるなら、きっぱりと中止することが当然ではないでしょうか。

また、私たちが中止を求める理由は、「想定外の事態」が起きれば、13 年余りの復興の努力が一瞬で台無しになるからです。海洋放出が始まって以降、「作業員が配管の洗浄中に廃液を浴びて被ばくする」「放射性物質を取り除く建屋の排気口から放射性物質を含む水が漏れ出す」「堀削（くっさく）作業で電源ケーブルを傷つけ停電が発生する」という「想定外の事態」が起きました。内堀雅雄福島県知事は海洋放出が実施されるたびに「想定外の事態が生じることがないように、万全の対策を講じてほしい」と繰り返し述べています。大きなリスクを抱えた海洋放出を続けてはいけません。ただちに中止すべきです。

海洋放出をめぐるのは、重大な問題も明らかになっています。ひとつは、海洋放出が廃炉完了の 2051 年までに終了する保障はないことです。今年度の計画ではタンク 54 基分を放出しますが、新たに汚染水がタンク 36 基分発生するので、実際に減る量はタンク 18 基分に過ぎません。汚染水の新たな発生が止まらなければ、海洋放出はエンドレスで続くこととなります。もう一つは、汚染水を A L P S で処理する過程で大量に発生する高濃度の放射性物質を含む汚泥（スラリー）の保管がひっ迫していることです。スラリーは H I C（ヒック）と呼ばれる円筒形の容器で保管されますが、この H I C が毎月 14 基のペースで増えていて、保管容量（4576 基分）に対し、4 月 25 日時点ではすでに 95% が埋まり、ひっ迫した状態になっていました。東京電力は保管容量を 4768 基分まで増やしたので、余裕があるとしていますが、その先はどうなるのか、本当に処分できるのか、明らかになっていません。

日々新たな汚染水が発生していることが、廃炉実現の大きな障害になっています。いま必要なことは、汚染水の新たな発生を抑えることです。私たちは専門家のみなさんが提案している、原子炉建屋への地下水の流入を抑える対策、また陸上保管を継続する対策について、国と東京電力が早急に具体化することを強く求めます。全国のみなさんと力をあわせ、海洋放出の中止と抜本対策の早急な実現めざし、引き続き、全力をあげて奮闘する決意です。

2024年8月

東日本大震災・原発事故被害の救援・復興をめざす福島県共同センター  
(ふくしま復興共同センター)